

第6 原爆被爆者対策事業のあゆみ

昭和20年8月9日長崎市に原子爆弾が投下されてから現在に至るまでの長崎市及び国・県等の被爆者対策の取り組みや原爆関連法の変遷、また平和推進への取り組みなどの経過をまとめている。その詳細は次頁以降の年表のとおり。

原爆被爆者対策事業のあゆみ

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和20年 8 月 9 日	午前11時 2 分、長崎市に原子爆弾投下
20年 9 月	日本学術会議原子爆弾災害調査特別委員会による調査
23年 7 月	「原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）」の長崎施設を設置、活動開始
23年 8 月	長崎ＡＢＣＣ内に国立予防衛生研究所長崎支所を併設
24年 4 月	「長崎原爆資料保存委員会」を設置
24年 5 月	平和公園爆心地に原爆資料館を開設
24年 8 月	「長崎国際文化都市建設法」の公布
25年 7 月	「長崎原爆資料保存委員会」が原爆被害状況を発表
25年10月	全国被爆者生存者調査（国勢調査付帯調査）
27年 4 月	サンフランシスコ平和条約の発効
28年 5 月	長崎市原爆障害者治療対策協議会が発足し、無料診療を開始
29年 3 月	ビキニ水爆実験、第 5 福竜丸事件起る
30年 4 月	長崎国際文化会館が完成、原爆資料室を移転し開館
30年 8 月	平和公園内に「平和祈念像」が完成し除幕
32年 3 月	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の制定公布（32. 4. 1 施行）
32年 4 月	総務部社会課庶務係で原爆被爆者援護事務を担当
33年 5 月	長崎原爆病院が完成、診療開始
33年 9 月	財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会を設置
34年 4 月	「長崎原爆資料保存委員会」を廃止
34年 5 月	長崎市原爆死没者慰霊納骨堂が完成
34年 6 月	広島市で第 1 回後障害研究会が開催される。以後、隔年で広島市・長崎市で開催（第11回・第12回は広島市で連続開催）
34年 9 月	「広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会」を設置 長崎市総務部社会課に「援護係」を新設、原爆被爆者援護などの事務を担当
35年 7 月	「長崎原爆後障害研究会」が発足
35年 8 月	
35年10月	「原爆被爆者実態調査」を実施（広島県・市、長崎県・市）
35年12月	「長崎原爆被爆者福祉会館」が完成、生活相談・健康診断・宿泊事業・職業補導事業を開始
36年12月	民生部社会課に原爆被爆者対策係を設置

原 爆 医 療 法
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、被爆者の健康管理と原爆放射能に起因する障害の治療が国費で みられることになり、同年４月１日から施行
同法及び同法施行令の一部改正（35. 8 . 1 施行）
① 特別被爆者の制定と一般疾病医療費の支給
② 認定被爆者に医療手当の支給

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和37年 3 月	
37年 4 月	「長崎大学医学部附属原爆後障害医療研究施設」を設置
38年 3 月	
39年 3 月	
39年10月	長崎県衛生部予防課に原爆医療係の設置
40年 4 月	
40年 5 月	
40年 9 月	
40年11月	原爆被爆者実態調査の実施（国が初めて行う全国一斉調査） 1 基本調査（全数） 2 生活調査（1／20抽出） 3 健康調査（1／20抽出） 原爆被爆者小浜温泉保養所大和荘が完成

原 爆 医 療 法
同法施行令の一部改正（37. 4. 1 施行） ① 特別被爆者の範囲拡大（令 1 号） ・「2キロメートル」から「3キロメートル」に拡大 ② 特別被爆者になる条件の緩和（令 3 号） ・「直接被爆」から「直接被爆又は入市被爆で規定された障害がある」となる。
同法施行令の一部改正（38. 4. 1 施行） ① 医療手当の所得制限の緩和 ・「前年の所得税額本人3,500円以下で扶養義務者の税額5,660円以下」となる。
同法施行令の一部改正（39. 4. 1 施行） ① 特別被爆者となる条件の緩和（令 3 号） ・「一般被爆者全部が該当」となる。
同法施行令の一部改正（40. 4. 1 施行） ① 医療手当の所得制限の緩和 ② 健康管理の強化 ・希望健康診断制度の新設 ・定期健康診断以外に年 2 回を限度として被爆者の希望により実施
同法及び同法施行令の一部改正（40. 4. 1 施行） ① 医療手当の増額（40. 4. 1 適用）
同法施行令の一部改正（40. 10. 1 施行） ① 特別被爆者の範囲拡大 ・被爆後 3 日以内に爆心地から 2 km以内に入市した者及びその胎児 ・特定地域（残留放射能濃厚地域）で直接被爆した者及びその胎児 （当時の長崎市分は「夫婦川町ほか51カ町」）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和41年 6 月	
42年 5 月	
42年 8 月	「長崎原爆資料協議会」を設置
42年 9 月	民生部に原爆被爆者対策課を設置 長崎市「原爆死没者調査」を実施
42年10月	長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱を制定し、市独自の援護措置を開始 長崎県民生部社会課に原爆被爆者対策係の設置 長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱の制定施行
42年11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）を設置 「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会」（原援協）を設置 長崎中央保健所内に原爆被爆者「中央検診所」を開設 厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（昭和40.11実施）の生活・健康調査結果を発表
43年 4 月	原爆記録映画「広島・長崎における原子爆弾の影響」の初公開
43年 5 月	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の制定公布（43. 9. 1 施行）
43年 8 月	平和公園に「原爆殉難者名奉安所」が完成、原爆死没者名簿の奉安を開始
43年 7 月 ～11月	原爆展を東京銀座松坂屋ほか全国主要都市で開催（朝日新聞社主催）
44年 3 月	
44年 4 月	長崎原爆病院の経営主体を長崎市から日本赤十字社へ移管
44年 7 月	

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
同法施行令の一部改正（41. 6. 13施行） ① 長崎市の特定地域に「新中川町」を追加指定	
同法施行令の一部改正（42. 5. 18施行） ① 医療手当の増額（42. 4. 1 適用）	
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律が 制定され、医療手当が同法に移された。	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」 が制定され、被爆者に対して、特別手当等の支給 が9月1日から実施された。 ① 特別手当 ② 健康管理手当 ③ 介護手当 ④ 医療手当 ⑤ 各手当の所得税制限額の設定
	同法施行令及び同法施行規則の一部改正 (44. 4. 1 施行) ① 特別手当の所得税制限額の緩和 ② 健康管理手当の支給対象の拡大 ・健康管理手当対象疾病に「水晶体混濁による 視機能障害（白内障）」を追加
	同法及び同法施行令の一部改正（44. 7. 25施行） ① 葬祭料の支給（44. 4. 1 適用） ・特別被爆者が死亡したとき（その死亡が原爆の 傷害作用の影響でないことが明らかである場合を 除く。）にその葬祭を行う者に10,000円を支給

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和44年 8 月	平和公園内に「平和の泉」が完成
45年 4 月	「長崎市原子爆弾被爆者健康管理所」が完成、収容検査を開始 社会福祉法人純心聖母会が「恵の丘長崎原爆養護ホーム」開設
45年 5 月	
45年 7 月 ～11月	第2回原爆展を全国主要都市で開催（朝日新聞社主催）
45年11月	原爆被爆者小浜温泉保養所大和荘の増築工事（診療室）
46年 1 月	民生部に「原爆被災復元調査室」を設置し、原爆被災復元調査を開始
46年 4 月	「長崎原爆被爆者検査センター」完成、中央診療所を移設し、一般検査・精密検査・健康相談等の業務を開始
47年 4 月	長崎県保健部予防課に原爆被爆者対策室の設置（民生労働部社会課原爆被爆者援護係の廃止） 長崎市民生部原爆被爆者対策課に「援護相談係」を新設
47年 5 月	
47年 7 月	長崎市長が「原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念旬間」の制定を提唱、全国的に呼びかけを行う。
47年 8 月	原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念市民大行進が始まる。
47年11月	長崎県、長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施
48年 2 月	長崎市「認定被爆者実態調査」を実施
48年 3 月	恵の丘長崎原爆養護ホームの増築工事（100床増）が完成

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正（45. 5. 12施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和（45. 4. 1 適用） ② 介護手当の支給基準の変更（増額） （45. 4. 1 適用）
同法施行令の一部改正（46. 4. 1 施行） ① 長崎の特定地域に「飽の浦町ほか50カ町」及び「西彼杵郡長与町高田郷のうち日当尾」を追加指定	同法の一部改正（46. 4. 1 施行） ① 健康管理手当の年齢制限の緩和 ・支給対象となる高齢者の範囲が65歳以上の者から、60歳以上の者となった。
同法施行令の一部改正（47. 5. 1 施行） ① 広島の特定期域に草津地区、祇園地区を追加指定 ② 原爆医療審議会に医療部会、福祉部会を設置	同法及び同法施行令の一部改正（47. 4. 1 適用） ① 各種手当の所得税制限額の緩和 ② 医療手当、葬祭料の支給額の増額 ③ 健康管理手当の年齢制限の緩和 ・支給対象となる高齢者の範囲が60歳以上の者から、55歳以上の者となった。 ④ 健康管理手当の支給額の増額

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和48年 4 月	
48年 7 月	原爆戦災誌編さん委員会を設置 世界平和祈念旬間行事実行委員会が発足
48年11月	原爆被爆者対策課内に原爆被爆者相談室を開設、相談業務を開始
49年 1 月	原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎県・市、広島県・市）
49年 3 月	原爆被爆者検査センターの増築工事落成
49年 4 月	長崎国際文化会館を商工部から民生部に移管し、原爆被災復元調査室を国際文化会館原爆資料課に改組 長崎市「被爆隣接地地域被災状況調査」を実施
49年 5 月	原爆被爆者実態調査準備会の設置（厚生省）
49年 6 月	
49年 7 月	

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
同法施行令の一部改正（48. 4. 19施行） ① 長崎市の特定地域に「大浦相生町」「東琴平町」を追加指定（48. 4. 1 適用）	同法施行令の一部改正（48. 4. 19施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和（48. 4. 1 適用）
	同法及び同法施行令の一部改正（48. 10. 1 施行） ① 特別手当、健康管理手当、医療手当の支給額の増額 ② 健康管理手当の年齢制限の緩和 ・支給対象となる高齢者の範囲が55歳以上の者から、50歳以上の者となった。
	同法施行令の一部改正（49. 4. 23施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和（49. 4. 1 適用）
同法及び同法施行令の一部改正（49. 10. 1 施行） ① 従来の一般被爆者にも一般疾病医療費を支給 ・被爆者健康手帳（特別・一般）の一本化 ② 当分の間、被爆者とみなして健康診断の特例措置の対象とする者を定めた。 （健康診断特例措置区域） 当時の長崎県西彼杵郡時津村及び長与村（高田郷及び吉無田郷を除く） ③ 医療に関する給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会等に委託することができることとした。	同法及び同法施行令の一部改正 ① 各種手当の支給額の増額（49. 9. 1 施行） ② 特別手当支給範囲の拡大（49. 9. 1 施行） ・認定患者であった者で、当該認定に係る負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者にも月額7,500円を支給 ③ 健康管理手当の年齢制限の緩和（49. 9. 1 施行） ・支給対象となる高齢者の範囲が50歳以上の者から45歳以上の者となった。 ④ 従来の一般被爆者にも各種手当を支給 （49. 10. 1 施行）
	同法施行規則の一部改正（49. 9. 1 施行） ① 健康管理手当支給対象の拡大 ・健康管理手当対象疾病に「動運器機能障害（変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗しょう症）」 「呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎）」を追加

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和50年 1 月	在韓国被爆者、下 蓮玉さんが原爆症治療のため来日、日赤長崎原爆病院に入院。 日本に居住していない外国人被爆者として、3 人目の被爆者健康手帳交付 (長崎市としては、在韓被爆者に対する最初の被爆者健康手帳を交付)
50年 3 月	長崎市原爆被災復元調査が一応完了(45年度から5 カ年計画)、原爆被災復元調査事業報告書を刊行 「長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター」が完成
50年 4 月	原爆傷害調査委員会(ＡＢＣＣ)を改組、財団法人「放射線影響研究所」が発足 長崎県に原爆被爆者対策課を設置
50年 5 月	
50年 7 月 ～11月	「ながさき原爆の記録展」を国内で福岡ほか3 都市、国外でサンアントニオ(米国)ほか6 都市で開催 ワシントン公文書館所蔵記録映画を複製「ながさき原爆の記録」を作製
50年 8 月	広島市、長崎市平和文化都市提携 長崎国際文化会館原爆資料センターを改装準備 新興善小学校に特設救護病院跡記念碑を建設 被爆30周年原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行
50年 9 月	厚生省「原爆被爆者実態調査」を実施 1 基本調査(全数) 2 生活調査(4,000人抽出) 3 事例調査(生活史調査、40年調査時対象者)
50年10月	長崎市原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業を開始
50年12月	長崎原爆被爆者療養センター建設起工

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
被爆者健康手帳に公費負担者番号、受給者番号を設定	
	同法施行令の一部改正（50. 5. 8 施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和 ・ 医療手当、介護手当（50. 5. 8施行、50. 5月分適用） ・ 特別手当、健康管理手当（50. 6. 1 施行）
	同法及び同法施行令の一部改正（50. 10. 1 施行） ① 各種手当の支給額の増額 ② 健康管理手当の年齢制限の撤廃 ・ 従来45歳以上の者を支給対象としていたが、この年齢制限が撤廃された。 ③ 保健手当の新設 ・ 2 km以内で直接被爆した者に月額6, 000円を支給（所得税額117, 500円以下の者） ④ 家族等介護手当の新設 ・ 在宅の寝たきりの被爆者で家族等の介護を受けている者に月額4, 000円を支給

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和51年 4 月	パリ・ユネスコ本部において日本文化祭が開催され、原爆資料を展示。浦上天主堂の「被爆天使の像」を贈る。ヨーロッパ各地で原爆記録展が開かれる
51年 5 月	恵の丘長崎原爆養護ホームの増築工事落成
51年 6 月	
51年 8 月	長崎原爆被爆者療養センター「立山荘」完成開館
51年 9 月	厚生省「土壌残留放射能調査」を実施 爆心地から 6 方向に 2 km間隔で30kmまで及び必要箇所計100箇所 セシウム137、ストロンチウム90の残留量の分析調査
51年10月	在韓国被爆者崔季徹さんが原爆症治療のため来日、日赤長崎原爆病院に入院。 長崎市が在韓被爆者として 2 人目の被爆者健康手帳を交付
51年11月	長崎・広島市長が国連加盟各国（145カ国）に対し、核兵器の廃絶と全面軍縮要請のため国連本部を訪問
52年 3 月	長崎原爆戦災誌（第 1 巻 総説編）を発刊
52年 4 月	原爆被爆者対策課が組織強化され、原爆被爆対策部調査課、援護課となる。 原爆資料課は国際文化会館原爆資料係となる。
52年 5 月	
52年 6 月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（昭和50. 9 実施）の結果を発表
52年 8 月	被爆32周年原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に国連代表として、アメラシング国連総会議長並びにワルトハイム国連事務総長（代理クラーク国連広報センター所長）が初めて参列
52年 9 月	「長崎の鐘」を長崎県被爆者手帳友の会が建立し、長崎市に寄贈 原爆小頭症患者に対し厚生省が「原爆小頭症患者生活指導費補助金」として 1 人月額20, 000円を支給（52. 10. 1 実施）
52年11月	「被爆者健康診断のあり方について意識調査」を実施 被爆状況、性別、年齢階級別に区分 2, 800人 無作為抽出調査

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正（51. 6. 1 施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和
	同法及び同法施行令の一部改正（51. 10. 1 施行） ① 各種手当の支給額の増額及び葬祭料の増額
同法施行令の一部改正（51. 9. 18施行） ① 健康診断特例措置地域の追加指定（当時の 長崎県西彼杵郡福田村ほか5 地区、広島県山 県郡安野村ほか9 地区）	
	同法施行令の一部改正（52. 6. 1 施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和 同法の一部改正（52. 8. 1 施行） ① 特別手当、健康管理手当、保健手当の増額
	同法施行令の一部改正（52. 8. 1 施行） ① 医療手当、介護手当、葬祭料の増額
同法施行規則の一部改正（52. 10. 1 施行） ① 被爆者健康診断の一般検査に医師が必要と認 めた場合に限り、肝臓機能検査（GOT検査法、GPT 検査法、ZTT検査法、ALP検査法）を実施	

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和52年12月	財団法人「放射線影響研究所」の長崎研究所が「長崎支所」に昇格 長崎市平和公園「世界平和シンボルゾーン」建設を計画し、平和のモニュメントの寄贈を呼びかけるため各国に計画趣意書を送付 (昭和52～昭和54の3カ年計画)
53年2月	長崎国際文化会館原爆資料室に「形見コーナー」を開設
53年4月	原爆小頭症患者手当補助金の支給（53.4.1実施） 原爆小頭症患者生活指導費補助金の支給廃止（53.4.1適用） 在韓国被爆者金貞賢さんが原爆症治療のため来日、日赤長崎原爆病院に入院、 長崎市が在韓被爆者として3人目の被爆者健康手帳を交付 「被爆者保健相談事業」の開始
53年5月	長崎市平和公園平和祈念像前の整備 国連軍縮特別総会（5月22日～6月28日）に長崎・広島市長が、オブザーバーとして参加のため国連本部を再訪問 国連本部内で初の原爆写真展を長崎・広島市合同で開催（5月20日～6月20日） 昭和52年分所得税の特別減税のための臨時措置法（昭和53年法律第45号）により原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく受給者のうち支給該当者に対し臨時生活福祉給付金1人当たり6,000円を支給（53.7実施）
53年6月	「原爆被爆独居老人・寝たきり者及び身体不自由者実態調査」の実施
53年7月	
54年3月	長崎原爆戦災誌（第2巻 地域編）を発刊
54年4月	「原爆被爆者被災調査」の実施
54年5月	「近距離被爆者の各種手当等受給状況調査」を実施 厚生省「土壌残留放射能調査」（昭和51.9実施）の結果を発表
54年6月	厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）が設置される。
55年2月	原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国規模に拡大）

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正（53. 6. 1 施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和
	同法及び同法施行令の一部改正（53. 8. 1 施行） ① 各種手当及び葬祭料の増額
被爆者健康診断の一般検査に問診票を採用 （53. 10. 1 適用）	同法施行規則の一部改正（53. 7. 10施行） ① 健康管理手当支給対象の拡大 ・健康管理手当対象疾病に「潰瘍による消化器機能障害」を追加
被爆者健康診断の一般検査項目に「尿潜血反応検査」を新設し、従来の「糞便検査」を廃止 （54. 4. 4 施行）	
	同法施行令の一部改正（54. 5. 22施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和
	同法及び同法施行令の一部改正（54. 8. 1 施行） ① 各種手当及び葬祭料の増額

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和55年 3 月	西山地区（西山町3丁目、4丁目、木場町）非被爆者に健康診断の実施。昭和51年から2カ年にわたり、厚生省が実施した土壌残留放射能調査結果によると人体に影響はないが、同地区に高い放射能が検出されたので、地域住民の不安をなくすため、健康診断を実施 「原爆被災復元調査事業」が完了し、事業報告書を刊行
55年 4 月	「恵の丘長崎原爆ホーム」の別館増築工事（100床増）が完成
55年 7 月	財団法人被爆者福祉会が原爆被爆者特別養護老人ホーム「かめだけ」を長崎県西彼杵郡西彼町に開設
55年12月	昭和54年6月厚生大臣の諮問機関として設置された原爆被爆者対策基本問題懇談会は、原爆被爆者対策の基本理念及びこれに基づく原爆被爆者対策の基本的在り方等に関し意見を取りまとめ、12月11日同懇談会茅誠司座長より園田直厚生大臣に報告された。
56年 5 月	
56年 7 月	長崎国際文化会館講堂跡地に「長崎市平和会館」が完成し、開館
56年12月	日韓両国政府の「在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づいて、在韓国被爆者6人が、原爆症治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。
57年 2 月	厚生省「原爆被爆者状況調査」実施（広島市・長崎市の被爆者1／10を抽出）
57年 4 月	原爆被爆対策部援護課に認定係と保健相談係が新設される。 60歳以上の原爆被爆者老人調査を実施（57～58年度）
57年 5 月	在韓国被爆者5人が、原爆症治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正（55. 5. 13施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和 同法の一部改正（55. 8. 1 施行） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の増額
	同法施行令の一部改正（55. 8. 1 施行） ① 医療手当、介護手当、葬祭料の増額
	同法施行令の一部改正（56. 5. 29施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和
	同法の一部改正（56. 8. 1 施行） ① 各種手当の支給額の増額 ② 医療特別手当の新設 ③ 原子爆弾小頭症手当の新設 ④ 保健手当の改善（「加算分」の新設） ⑤ 認定疾病の状態にある者に対する特別手当及び 医療手当を廃止 同法施行令の一部改正（56. 8. 1 施行） ① 介護手当及び葬祭料の増額
	同法施行令の一部改正（57. 5. 25施行） ① 各種手当の所得税制限額の緩和

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和57年 6 月	国連本部内において「現代世界における核の脅威展」を6月7日から7月9日まで開催 第2回国連軍縮特別総会（6月7日から7月10日まで）において、6月24日国連史上初の被爆地市長（長崎・広島市長）による核軍縮演説を行う。
57年 7 月	在米被爆者の渡日治療を開始、北米在住の被爆者2名が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。
57年 8 月	老人保健法（法律80号）が制定。昭和58年2月1日から施行され、一般疾病医療費については、同法の適用となる。
58年 1 月	長崎市「原爆被爆者老人調査」（60歳以上）を実施
58年 2 月	「長崎平和推進協会」が発足
58年 4 月	在韓被爆者が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。 （4月10人、6月10人、10月6人、2月8人）
58年 7 月	7月21日～8月31日ジュネーブにおいて国連主催「核兵器・現代世界への脅威」展が開催される。長崎市長が開会式に出席 在米被爆者2人が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。
58年 9 月	ドイツ民主共和国マグデブルグ市において原爆展開催（9月1日～14日）、長崎市長、市議会議長が開会式に出席。 浦上天主堂の「聖アグネス像」をニューヨークの国連本部へ送る。 国連本部での被爆資料の常設展示始まる。
58年10月	「被爆隣接地域住民に対する健康診断」を実施（50歳以上の者）
59年 4 月	在韓被爆者が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。 （4月8人、6月7人、8月8人、3月6人） 長崎平和推進協会を「財団法人長崎平和推進協会」に改組して設立
59年 5 月	「長崎市原子爆弾被災資料協議会」が発足
59年 8 月	
59年10月	「被爆隣接地域住民に対する健康診断」を実施（50歳未満の者） 「原爆被爆者健康診断未受診者の意識に関する調査」を実施
60年 1 月	ドイツ連邦共和国西ベルリン市において国連主催「核兵器—現代世界の脅威」展（1月10日～1月31日）が開催される。 長崎市長、市議会副議長が出席。

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法及び同法施行令の一部改正（57. 9. 1 施行） ① 各種手当の増額
	同法施行令の一部改正 ① 介護手当の所得税制限額の緩和（58. 5. 1 施行） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（58. 6. 1 施行） ③ 葬祭料の増額（58. 9. 1 施行）
	同法施行令の一部改正 ① 介護手当の所得税制限額の緩和（59. 5. 1 施行） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（59. 6. 1 施行）
	同法及び同法施行令の一部改正（59. 6. 1 施行） ① 各種手当の増額

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和60年 3 月	「被爆隣接地域住民の健康診断未受診者調査」を実施。 (未受診者に対し理由を、アンケート方式で調査)
60年 4 月	平和基金の設置
60年 5 月	在韓被爆者が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。 (5月8人、7月8人、8月2人、3月7人)
60年 6 月	
60年 9 月	バチカン市国において原爆展開催(9月11日～10月10日)、長崎市長、市議会議長が開会式に出席
60年10月	厚生省「原爆被爆者実態調査」(全国)を実施 1 生存者調査 2 死没者に関する調査
60年11月	「原爆被災(死没者)関係資料収集事業」を開始
61年 4 月	
61年 5 月	在韓被爆者が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。 (5月8人、7月8人、9月8人)
61年10月	中華人民共和国北京市において国連主催「核兵器—現代世界の脅威」展(10月21日～10月30日)が開催される。 長崎市長、市議会議長が出席。
62年 6 月	「原爆被爆者実態調査」(60.10月実施)の生存者調査結果公表。
62年10月	「原爆被爆者老人調査」実施(60歳以上1人暮らし、70歳以上2人暮らしの者)

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正 ① 介護手当の所得税制限額の緩和（60. 5. 1 施行） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（60. 6. 1 施行）
	同法及び同法施行令の一部改正（60. 6. 1 施行） ① 各種手当の増額及び葬祭料の増額
	同法施行令の一部改正（61. 3. 30施行） ① 特別手当、健康管理手当及び保健手当の所得税制限額の緩和（61. 6. 1 適用） ② 介護手当の所得税制限額の緩和（61. 5. 1 適用） 同法及び同法施行令の一部改正（61. 4. 1 適用） ① 各種手当の増額
	同法施行令の一部改正（62. 6. 2 施行） ① 介護手当の所得税制限額の緩和（62. 5. 1 適用） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（62. 6. 1 適用） 同法及び同法施行令の一部改正（62. 4. 1 適用） ① 各種手当及び葬祭料の増額

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
昭和63年 4 月 ～ 5 月	長崎市老人福祉施設入所被爆者援護給付金支給要綱（63. 4. 1 施行）
63年 6 月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」を長崎市、長崎県共同して設置
63年10月	被爆者の一般検査の中にがん検診が導入され、希望による健康診断 2 回のうち 1 回を、がん検診として受診できるようになった。
63年11月	「原爆被爆者老人調査」実施（62年調査時未回答の者、要介護と回答した者）
平成元年 3 月	税制改革における消費税の導入等に伴い、臨時特例の措置として支給該当者に対し臨時福祉特別給付金等を支給（平成元. 4 月支給） 「長崎市民平和憲章」を制定
元年 4 月	
元年 6 月	
元年 9 月	
元年12月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」が長崎原爆被爆地域以外への放射線の影響に関する調査方法についての報告書を提出。

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
同法施行令の一部改正（63. 5. 11施行） ① 胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、多発性骨髄腫検診を被爆者の申請により年1回を限度として実施	同法施行令の一部改正（63. 4. 30施行） ① 介護手当の所得税制限額の緩和（63. 5. 1 適用） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（63. 6. 1 適用） 同法及び同法施行令の一部改正（63. 4. 1 適用） ① 各種手当の増額
	同法施行令の一部改正 ① 介護手当の所得税制限額の緩和（元. 5. 1 適用） ② 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（元. 6. 1 適用）
	同法及び同法施行令の一部改正 ① 各種手当及び葬祭料の増額 各種手当（介護手当を除く）の4月及び10月の2段階増額（元. 4. 1 適用） ② 各種手当（介護手当を除く）の平成2年度以降全国消費物価指数を基準とする自動改定
	同法施行令の一部改正 ① 家族介護手当の増額（元. 10. 1 適用）
	国民年金法等の一部を改正する法律及び平成元年4月から同年9月までに受けた介護に係る原爆措置法の規定による介護手当の額の特例に関する政令 ① 平成元年4月から9月までの月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の額を同年10月以降の月分の各種手当の額と同額とした。 ② 平成元年4月から9月までに受けた介護に係る重度の障害者に支給される介護手当の最低保証額を同年10月以降と同額とした。

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成 2 年 5 月	「原爆被爆者実態調査」（60.10実施）死没者調査の結果及び生存者調査自由記載欄の概要が厚生省から発表される。
2 年 7 月	「原爆無縁死没者遺骨の遺族調査」を全国的に開始。（以後毎年実施）
2 年 8 月	長崎県・市が長崎原爆被爆地域問題検討会に委託し、「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施。（平成 3 . 3 完了）
3 年 3 月	在米被爆者の 3 人（北米 2 人、南米 1 人）が治療のため来日、日本赤十字社長崎原爆病院で治療を受ける。（在南米被爆者の渡日治療開始）
3 年 4 月	
3 年 6 月	「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」についての報告書が提出される。
3 年11月	「長崎原爆被爆地域シンポジウム」を長崎市・長崎県と共同で開催。
4 年 1 月	長崎市原爆死没者慰霊納骨堂を改築するため廃止、解体。
4 年 4 月	老人保健法の改正により老人訪問看護制度が創設される。 長崎県・市及び関係機関により「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会」発足 「長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱」を制定、施行。 「長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター」が完成、長崎原爆被爆者検査センターを移設し開所。
4 年 9 月	「被爆者の健康と生活に関する調査」を実施
4 年10月	被爆者ががん検診の検診項目に大腸がん検診が追加され、受診できるようになった。 在韓被爆者の見舞及び実情把握のため市長が大韓民国を訪問。

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正 ① 各種手当及び葬祭料の増額（２．４．１適用） ② 介護手当の所得税制限額の緩和（２．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（２．６．１適用）
	同法施行令の一部改正 ① 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当の増額（３．４．１適用） 厚生省告示改正 ① 健康管理手当の認定期間の延長（３．４．１適用）
	同法施行令の一部改正 ① 介護手当の増額（他人介護手当の額について、日数による制限を撤廃し、重度、中度の障害によりそれぞれ支給限度額を設定）（３．４．１適用） ② 介護手当の所得税制限額の緩和（３．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（３．６．１適用）
同法施行規則の一部改正（４．４．１３施行） ① がん検診の検診項目に大腸がんを追加	同法施行令の一部改正 ① 各種手当及び葬祭料の増額（４．４．１適用） ② 介護手当の所得税制限額の緩和（４．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（４．６．１適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成 5 年 4 月	痴ほう性老人介護加算制度の導入
5 年 5 月	在韓被爆者の医療についての調査・研究のため長崎市専門委員が大韓民国を訪問。
5 年 9 月	「長崎市被爆50周年記念事業検討委員会」を設置
6 年 2 月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」を設置
6 年 6 月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」が報告書を提出
6 年 7 月	長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂落成
6 年10月	医療保険各法等の改正に伴って入院時食事療養費が創設 (被爆者は、認定疾病では従来どおり医療の給付の対象とされ、一般疾病医療費では、その標準負担額について公費負担とされた。)
6 年12月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布(平成7.7.1施行) 「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」(平成3.6提出)について厚生省は、残留放射能による健康影響はないとする検討結果を発表。
7 年 3 月 ～ 8 年 3 月	被爆50周年事業の実施 ・ながさき平和マラソン (平成7.3月) ・記念講演会 (平成7.5月) ・国連軍縮長崎会議 (平成7.6月) ・原爆写真展 (平成7.8月) ・青少年平和希求プログラム事業 (平成7.8月) ・特集討論会 (平成7.9月) ・平和音楽祭 (平成7.10月) ・第11回世界テレビ映像祭 (平成7.11月) などの33事業を実施(一部継続事業あり)
7 年 4 月	原爆被爆対策部に「特別葬祭給付金対策室」を設置

原 爆 医 療 法	原 爆 特 別 措 置 法
	同法施行令の一部改正 ① 各種手当及び葬祭料の増額（５．４．１適用） ② 介護手当の所得税制限額の緩和（５．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（５．６．１適用）
	同法施行令の一部改正 ① 各種手当及び葬祭料の増額（６．４．１適用） ② 介護手当の所得税額制限額の緩和（６．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（６．６．１適用）
同法及び同法施行令の一部改正（６．１０．１適用） ① 健康保険に基づく指定訪問看護事業者及び老人保健法に基づく指定老人訪問看護事業者が指定医療機関、一般疾病医療機関として指定されるようになった。	同法及び同法施行令の一部改正 ① 各種手当（他人介護手当及び葬祭料を除く）の増額（６．１０．１適用）
	同法施行令の一部改正 ① 各種手当（葬祭料を除く）の増額（７．４．１適用） ② 介護手当の所得税限度額の緩和（７．５．１適用） ③ 特別手当、健康管理手当、保健手当の所得税制限額の緩和（７．６．１適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成 7 年 7 月	特別葬祭給付金の請求受付開始
7 年 9 月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺 6 町、長崎県の議会において、爆心地から半径12キロメートルの範囲にある地域を健康診断特例区域として指定するよう求める決議を可決
7 年11月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（全国）を実施 1 生存者調査 2 死没者に関する調査 3 被爆体験について
8 年 4 月	国が建設する原爆死没者追悼平和祈念館の基本設計の予算化に伴い、市民の声を聞くため長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会を設置 長崎原爆資料館開館 原爆被爆対策部に「平和推進室」及び「原爆資料館」を設置
8 年10月	原爆被爆者特別事業として、高齢者の独居被爆者を対象に健康テレホンサービスを開始 在韓被爆者のための援護施設「原爆被爆者福祉会館」が慶尚南道陝川郡に完成
9 年 1 月	「長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会」が報告書を市長あて提出、同報告を受け、2月に長崎市要望案を国に提出
9 年 3 月	消費税引き上げに伴い、臨時特例の措置として支給該当者に対し、臨時福祉特別給付金を支給（平成 9 . 4 月支給）
9 年 4 月	「特別葬祭給付金対策室」を廃止し、援護課に「特別葬祭給付金係」を設置 援護課「健康管理係」及び「認定係」を改組し、援護課に「医療認定係」を設置
9 年 6 月	特別葬祭給付金の請求受付終了
9 年 8 月	平和公園の再整備工事に伴い、「原爆殉難者名奉安所」を平和祈念像前から中心地地区へ移設
10年 3 月	所得税等の特別減税に伴い、臨時特例の措置として支給該当者に対し、臨時福祉特別給付金を支給（平成10. 4 月支給） 援護課の「特別葬祭給付金係」を廃止

被 爆 者 援 護 法
原爆医療法及び原爆特別措置法を一本化し、被爆者に対する総合的な援護対策を実施する法律として、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定され、7月1日から施行された。 ① 特別葬祭給付金の支給 ② 平和を祈念するための事業の実施 ③ 手当の所得制限の撤廃 ④ 福祉事業の実施と補助の法定化 ⑤ 原爆放射能影響調査研究の補助規定
同法施行令の一部改正 ① 葬祭料の増額（8.4.1適用） ② 介護手当の増額（8.4.1適用） ③ その他の各種手当は、特別措置により前年度同額
同法施行令の一部改正 ① 葬祭料の増額（9.4.1適用） ② 介護手当の増額（9.4.1適用）
同法施行令の一部改正 ① 各種手当、介護手当及び葬祭料の増額（10.4.1適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成10年 8 月	所得税等の特別減税に伴い、臨時特例の措置として支給該当者に対し、臨時福祉特別給付金を支給（平成10.10月支給）
11年 1 月	国の緊急経済対策の一環として実施された「地域振興券交付事業」に基づく地域振興券が原爆各種手当受給者に対しても交付された。 (基準日：平成11年 1 月 1 日、交付日：平成11年 3 月14日)
11年 7 月	原子爆弾被爆未指定地域関係住民の証言調査を実施
12年 3 月	原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書を完成
12年 4 月	原爆被爆対策部に「追悼平和祈念館開設準備室」を設置 原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書を国へ提出
12年 6 月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺 6 町、長崎県の議会において、「爆心地から半径12キロメートルにある範囲内にある被爆未指定地域を健康診断特例区域として指定するよう求める」意見書を可決
12年 7 月	「長崎原爆被爆シンポジウム」開催及び全国会議員、国等の関係機関に対し、大要請行動を実施
12年10月	国が「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」を設置
13年 3 月	国の研究班が被爆未指定地域の関係住民等に対し、現地調査を実施
13年 4 月	
13年 8 月	国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」が最終報告書を提出 国に「在外被爆者に関する検討会」を設置
13年12月	厚生労働省の平成14年度当初予算に被爆地域拡大及び在外被爆者に関する事業実施を予算化
14年 2 月	被爆地域拡大に伴う事業の準備のために援護課に専任職員を配置
14年 3 月	国（厚生労働省）による現地調査の結果説明会を開催（14. 3. 19） 被爆地域拡大の実施に伴う地元説明会（延27会場）を実施（14. 3. 20～ 3. 26） 長崎市立原子爆弾被爆者健康管理所の廃止（14. 3. 31）
14年 4 月	被爆地域拡大に係る第二種健康診断受診者証の申請受付開始
	改組により「拡大地域支援室」を設置 「追悼平和祈念館開設準備室」を廃止し、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の開設準備業務は厚生労働省から平和推進協会への直接委託となる。
14年 5 月	被爆地域拡大に係る第二種健康診断受診者証申請受付に続き、被爆体験者医療受給者証の申請受付開始
14年 6 月	在外被爆者に対する渡日支援等について「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」が制定され実施（14. 6. 1）

被 爆 者 援 護 法
同法施行令の一部改正
① 各種手当、介護手当及び葬祭料の増額（11. 4. 1 適用）
各種手当（介護手当及び葬祭料を除く）の額に関する特例措置の実施（前年度と同額）
同法施行令の一部改正
① 国外への居住地等の変更の届出に関する規定（14. 6. 1 適用）
② 健康診断特例措置地域の追加指定（爆心地から12キロメートルの区域内の被爆未指定地域） （14. 4. 1 適用）
③ 葬祭料の増額（14. 4. 1 適用）
各種手当（介護手当及び葬祭料を除く）の額に関する特例措置の実施（前年度と同額）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成14年 8 月	6 月に制定された「在外被爆者渡日支援等事業」を利用して、カナダ在住の被爆者が手帳交付事業の第 1 号として来日
14年12月	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の躯体工事が終了し、所管であった国土交通省より厚生労働省へ移管
15年 3 月	原子爆弾被爆者健康意識調査を実施 在外被爆者に対する手当支給を開始（遡及分を含む）
15年 7 月	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が開館
15年 8 月	在韓被爆者に対する原爆諸手当支給に係る委託業務契約を大韓赤十字社と締結 「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」の一部改正により、実施主体が拡大された（15. 8. 1 適用）
15年 9 月	大韓赤十字社を通じ在韓被爆者に対する手当等支給を開始（遡及分を含む。） 長崎県・市が「被爆体験者実態調査委員会」を設置
16年 1 月 ～ 2 月	「被爆体験者実態調査」を実施
16年 3 月	被爆体験者実態調査委員会が市長・県知事へ報告書提出
16年 4 月	被爆体験者実態調査報告書及び要望書を厚生労働省へ提出
16年 7 月	在韓被爆者健康診断・健康相談事業開始。（長崎市・県 共同事業）
16年 9 月	「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」の一部改正により、被爆確認証交付事業の実施主体が拡大され、介助者等の取扱いが明確化された。（16. 9. 1適用）
16年12月	「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」の一部改正により、在外被爆者保健医療助成事業が追加される。（16. 10. 1 適用） 国の「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」が報告書を提出
17年 1 月	6 町との合併に伴い「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」を一部改正し、旧香焼町の被爆者には、旧香焼町で実施の援護措置を行う。（20. 3. 31まで）
17年 4 月	原爆被爆対策部に「平和学習支援室」を設置 日本赤十字社が長崎県から長崎県立成人病センター多良見病院の委譲を受け、長崎原爆諫早病院が開設される。 医療関係者に対する被爆体験者精神調査研究事業説明会を開催（17. 4. 14） 6 町との合併に伴い旧 6 町に居住している被爆者を対象に原子爆弾被爆者健康意識調査を実施（17. 4. 8 ～ 4. 30）

被 爆 者 援 護 法
大阪高等裁判所の判決を踏まえ、在外被爆者に対する手当支給のため同法施行令の一部改正が行われ、3月1日から施行された。 同法施行令の一部改正 ① 各種手当の減額（15. 4. 1 適用）
同法施行規則の一部改正 ① 一部の疾病を除き、健康管理手当の認定期間の上限を撤廃（15. 8. 1 適用）
同法施行令の一部改正 ① 各種手当の減額（16. 4. 1 適用） ② 葬祭料の増額（16. 4. 1 適用）
各種手当（介護手当及び葬祭料を除く）の額に関する特例措置の実施（前年度と同額）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成17年 5 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業改正に係る地元説明会（延36会場）を開催 (17. 5. 18～5. 24)
17年 6 月	新被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱を適用（17. 6. 1） ・被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が3年に1回から毎年とされた。 ・医療費給付の対象となる疾患が限定され、個人ごとに疾患を認定することとなった。 被爆体験者精神医療受給者証の申請受付開始 ・「被爆体験の記憶のない者は対象外」とされた。
17年11月	厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」を実施 { 国内調査 被爆者健康手帳所持者の1／4抽出 国外調査 被爆者健康手帳所持者及び被爆確認証交付者全員 1 生存者調査 2 被爆について思うこと
18年 4 月	改組により、援護課の「保健相談係」を廃止 「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」の廃止及び「平成18年度在外被爆者支援事業実施要綱」の制定により、事業が委託化された。
18年 6 月	新被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱一部改正 平成17年度にスクリーニング検査を受けた者のうち、被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けることができなかった者について再検査を実施
19年 4 月	改組により、調査課の「総務係」、「調査係」を廃止し1係へ
19年 8 月 ～20年 3 月	「被爆体験者再検査等結果集計・解析調査」を実施
20年 3 月	原爆症認定審査基準の見直しにより「新しい審査の方針」が決定。積極的に認定する範囲により基準緩和（20. 4. 1運用開始）
20年 4 月	「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」が、市長・県知事へ報告書提出 「長崎市永井隆記念館」が教育委員会から、原爆被爆対策部へ移管
20年 5 月	被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会報告書及び要望書を厚生労働省へ提出

被 爆 者 援 護 法
福岡高等裁判所の判決を踏まえ、在外被爆者の在外公館における諸手当（介護手当を除く）及び葬祭料の申請を可能とするため、同法施行令及び施行規則の一部改正が行われ、11月30日から施行された。
同法施行令の一部改正 ① 各種手当の減額(18. 4. 1 適用) ② 葬祭料の増額(18. 4. 1 適用)
最高裁判所の判決を踏まえ、402号通達により出国のため諸手当を支給停止され、時効を理由に支払われていなかった平成9年11月分以前の未払い手当について、支給の対象となった。（19. 4. 6）
同法施行令の一部改正 ①介護手当の増額（20. 4. 1 適用） 同法施行規則の一部改正 赤血球沈降速度検査をC R P検査に、肝機能検査のZ T T検査法及びA L P検査法をγ-G T P検査法に改正、また、医師が必要と認めた場合に実施できる検査項目に「ヘモグロビンA 1 c検査」を追加（20. 4. 1 適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成20年12月	
21年 3 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業改正に係る地元説明会（延33会場）を開催（21. 3. 20～21. 3. 31） 被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱一部改正（21. 4. 1 適用） ・被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が毎年から3年に1回とされた。 ・新規疾患の追加認定が更新時に限らずいつでも可能となった。
21年 4 月	被爆体験者精神医療受給者の認定基準において「被爆体験の記憶」の要件が撤廃され、新たな方針による取り扱いを開始した。 改組により、原爆資料館を部相当組織とし、これまで並列であった「原爆資料館」「平和推進室」「平和学習支援室」の3課を、原爆資料館の組織内に集約し、新たに「平和推進課」と「被爆継承課」の2課を設置した。
21年 6 月	原爆症認定審査基準の一部見直しにより、積極的に認定する範囲に2疾病が追加（21. 7. 1運用開始）
21年 8 月	麻生首相と日本原水爆被害者団体協議会が「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に署名 長崎市で、「第7回平和市長会議総会」を開催（21. 8. 7～10）
21年11月	広島・長崎4県市で被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針を策定
21年12月	「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が公布（22. 4. 1. 施行）
22年 3 月	長崎市被爆建造物等「三菱兵器住吉トンネル工場(跡)」を公開
22年 4 月	改組により、「調査課」に「拡大地域支援室」を統合し、「総務係」と「拡大地域支援係」の2係体制とした
23年 3 月	被爆資料（写真）のインターネット公開を開始
23年11月	スイス・ジュネーブの国連欧州本部で被爆資料の常設展示始まる。
23年 4 月	
24年 4 月	
25年 3 月	「平和公園・松山町防空壕群」を公開
25年 6 月	昭和29年4月にインドネシア首相より「長崎原爆犠牲者の慰霊と世界恒久平和のため」寄贈された仏舎利を長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂に安置
25年 9 月	長崎市原子爆弾放射線影響研究会の設置
26年 4 月	

被 爆 者 援 護 法
同法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正により、被爆者健康手帳の交付申請が日本国外からもできるようになり、同年12月15日から施行。
同法施行令及び同法施行規則の一部改正により、原爆症認定申請及び健康診断受診者証の交付申請が日本国外からも可能となった（22. 4. 1 施行）
同法施行令の一部改正
①介護手当の減額（22. 4. 1 適用）
②葬祭料の増額（22. 4. 1 適用）
同法施行令の一部改正
①各種手当（葬祭料除く）の減額（23. 4. 1 適用）
同法施行令の一部改正
①各種手当（葬祭料除く）の減額（24. 4. 1 適用）
同法施行令の一部改正
①各種手当（葬祭料除く）の減額（26. 4. 1 適用）
②葬祭料の増額（26. 4. 1 適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成26年 5 月	被爆70周年を迎えるに当たり、「継承と発信」をテーマとして民間団体を対象に被爆70周年記念事業の公募を実施。 応募事業の内訳：演劇 4 件、音楽 4 件、出版 4 件、映像・映画 3 件、美術 3 件 シンポジウム 2 件、朗読 1 件、その他イベント 1 件 計22件
26年 8 月	「デルノア通り」の看板復刻。除幕式にデルノア元司令官の娘パトリシア・マギー氏が出席（8月8日）。
26年12月	有識者 5 名で組織する「長崎市被爆70周年記念事業選定審査会」の審査により民間団体が実施する 8 件の被爆70周年記念事業が決定。 記念事業：演劇 3 件 オペラ「いのち」、「明日」、「残夏-1945-」 音楽 2 件 レクイエム・プロジェクト長崎2015、平和祈念音楽祭in長崎 美術 1 件 キッズゲルニカ大会inながさき 映像 1 件 浦上天主堂再現プロジェクト 出版 1 件 原爆後の70年ー長崎の記憶と記録を掘り起こす
27年 4 月	
27年 7 月	【演劇】「残夏-1945-」の実施 主催：残夏1945長崎公演実行委員会 場所：チトセピアホール 日時：7月25日 13：00～ /18：00～ （2回公演） 来場者数：約900人
27年 8 月	【演劇】「明日」の実施 主催：長崎市演劇協会 日時：8月1日 18：00～ /2日 14：00～（2回公演） 場所：チトセピアホール 来場者数：約700人 【音楽】「平和祈念音楽祭in長崎」の実施 主催：長崎県新演奏家協会 日時：8月2日 15：00～ 場所：浦上天主堂 来場者数：約890人 【映像】「浦上天主堂再現プロジェクト」の実施 主催：浦上天主堂再現プロジェクト実行委員会 場所：浦上天主堂ほか 日時：8月6日 20：30～ /8日 20：30～ （8回公演） 来場者数：約5,300人 【美術】「キッズゲルニカ大会inながさき」の実施 主催：長崎親善人形の会（瓊子の会） 場所：平和公園中心地地区横下の川斜面 日時：8月6日～31日 参加人数：560人（うち参加した子どもの数：410人）
27年 9 月	【演劇】オペラ「いのち」の実施 主催：長崎県オペラ協会 日時：9月5日 18：00～ /6日 14：00～（2回公演） 場所：長崎ブリックホール大ホール 来場者数：約2,300人 【音楽】「レクイエム・プロジェクト長崎2015」の実施 主催：レクイエム・プロジェクト長崎合唱団 日時：9月22日 14：00～ 場所：浦上天主堂 来場者数：約1,100人

被 爆 者 援 護 法
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料含む）の増額（27. 4. 1 適用）

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
平成27年11月	厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」を実施 国内調査 被爆者健康手帳所持者のうち3割を抽出 国外調査 被爆者健康手帳所持者及び被爆確認証交付者全員 1 生存者調査 2 被爆について思うこと
27年12月	
28年 3 月	【出版】「原爆後の70年-長崎の記録と記憶を掘り起こす」の発行 主催：長崎原爆の戦後史をのこす会 出版部数：500部
28年 4 月	
29年 4 月	
29年 8 月	長崎市で、「第9回平和首長会議総会」を開催（29.8.7～10） 被爆72周年平和祈念式典より、平和への誓い代表者を公募とする
30年 4 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、被爆体験者精神医療受給者証の有効期間が1年から3年となった。
31年 4 月	改組により、被爆継承課の「平和学習係」、「被爆資料係」を廃止し1係へ
令和元年 6 月	被爆75周年を迎えるに当たり、「継承と発信」をテーマとして民間団体を対象に被爆75周年記念事業の公募を実施。 応募事業の内訳：美術・文化8件、出版5件、音楽2件、 演劇・朗読2件、その他3件 計21件
令和元年 9 月	改組により、平和推進課の「総務企画係」、「平和発信係」を廃止し1係へ
令和元年10月	平和祈念式典祈念像前生花パネルデザインを公募し、決定
令和元年11月	有識者4名で組織する「長崎市被爆75周年事業選定審査会」の審査により、民間団体が実施する11件の被爆75周年記念事業が決定。
令和 2 年 4 月	
令和 2 年 7 月	【美術・文化】 8+9 2020 被爆75年を迎えて～ナガサキの地でアートを考えるⅡ～の実施 主催：RING ART運営委員会 場所：長崎県美術館ほか 日時：7月14日～9月5日 来場者数：約920人 【美術・文化】声紋源場-Memory Undertow-の実施 主催：（一財）長崎原爆被災者協議会 場所：爆心地公園 日時：7月13日～8月10日 来場者数：約3,000人 【出版】写真集「長崎の証言」復刻出版発行 主催：日本リアリズム写真集団長崎支部 出版部数：4,000部

被 爆 者 援 護 法
27. 9. 8 付最高裁判所判決を踏まえ、同法施行規則の一部改正が行われ、国外において医療を受けた在外被爆者の医療費等の支給申請が可能となった（28. 1. 1 施行）
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料除く）の増額(28. 4. 1 適用)
同法施行令の一部改正 ①各種手当（費用介護手当及び葬祭料除く）の減額(29. 4. 1 適用) ②費用介護手当の増額(29. 4. 1 適用)
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料除く）の増額(30. 4. 1 適用)
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料除く）の増額(31. 4. 1 適用)
葬祭料の増額(元. 10. 1 適用)
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料除く）の増額(2. 4. 1 適用)

年 月	経 過 及 び そ の 他 の 事 項
令和2年8月	【出版】被爆75周年被爆体験記録集出版 主催：（一財）長崎原爆被災者協議会 【演劇・朗読】被爆75周年記念・演劇「1945-それぞれの8月9日」黒本より公演の実施 主催：長崎市演劇協会 場所：市民会館文化ホール 日時：8月23日 来場者数：約220人
令和2年10月	【音楽】レクイエム・プロジェクト長崎2020の実施 主催：レクイエム・プロジェクト長崎合唱団 場所：浦上天主堂 日時：10月4日 来場者数：約370人 【演劇・朗読】平和を語るものがたりの実施 主催：おはなし魔女の会 場所：NBCビデオホール 日時：10月24日 来場者数：約150人
令和3年2月	被爆75周年記念事業として「国際青年平和フォーラム」を実施（3.2.28） 平和活動を行う若者30名が長崎市の被爆継承の在り方を提言
令和3年3月	【美術・文化】被爆者・戦争体験者の講演の実施 主催：（一社）茶道裏千家淡交会長崎支部 場所：平和会館 日時：3月14日 来場者数：約400人 【出版】「長崎原爆忌平和祈念俳句大会全記録とその歩み」の刊行 主催：長崎原爆忌平和祈念俳句大会実行委員会 出版部数：250部
令和3年4月	
令和4年4月	
令和5年4月	
令和5年4月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正（5.4.1適用） ・医療費の支給対象となる疾患が拡充され、がんの一部も対象となった。 ・受給者証の有効期間が廃止され、更新手続きが不要となった。 ・事業の対象が長崎県外居住者にも拡大された。
令和6年4月	

被 爆 者 援 護 法
同法施行令の一部改正 葬祭料の増額（３．４．１適用）
同法施行令の一部改正 各種手当（費用介護手当及び葬祭料を除く）の減額（４．４．１適用）
同法施行令の一部改正 各種手当（葬祭料を除く）の増額（５．４．１適用）
同法施行令の一部改正 各種手当の増額（６．４．１適用）